

## 生駒市規則第6号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成28年10月生駒市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター（以下「施設」という。）の使用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により施設の使用の許可を受けようとする者

は、施設使用許可申請書（様式第1号）に、指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) オープンスペース、コワーキングスペース及びオフィスルーム 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前（市外の者にあつては、2月前）の日から使用日まで

(2) セミナールーム 使用日の3月前（市外の者にあつては、2月前）の日から3日前の日まで

（使用許可書の交付等）

第5条 指定管理者は、施設の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 使用者がやむを得ない理由により施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書（様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（許可に関する手続の特例）

第6条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、条例第7条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

（使用期間の制限等）

第7条 施設の使用期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用時間には、施設を使用するための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(条例別表に規定する市長の定める額)

第8条 条例別表に規定する市長の定める額は、別表に定める額とする。

(利用料金の納付時期)

第9条 利用料金は、使用日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の納付時期を別に定めることができる。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例若しくはこの規則又はこれによる指示に従うこと。
- (2) 施設内外の秩序を保つため、指定管理者が必要があると認めるときは、整理員を置くこと。
- (3) 施設の使用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- (4) その他使用に当たり、係員の指示に従うこと。

(行為の禁止)

第11条 施設では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を得ないで施設で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (2) 指定の場所以外において飲食すること。
- (3) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となること。
- (5) その他管理に支障のあること。

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月13日から施行する。

(平成29年3月31日まで間における措置)

2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間、第8条及び第9条の規定は適用せず、この規則の規定の適用については、第2条中「条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあり、及び第3条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第4条、第5条第1項及び第3項、第7条第1項、第10条第2号並びに様式第1号及び様式第2号中「指定管理者」とあり、及び第6条中「指定管理者は、市長」とあるのは「市長」とする。

### 別表（第8条関係）

附属設備	単位	利用料金
プロジェクター	1日	1,000円
テレプレゼンスロボット	1日	2,000円
クロマキー撮影機材	1時間	5,000円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

施設使用許可申請書  
 （生駒市テレワーク&インキュベーションセンター）

指定管理者 殿

申請者 住 所  
 氏名・法人名 ㊟  
 （法人の場合は代表者氏名）  
 電 話 番 号

次のとおり使用の許可を申請します。

主たる利用者 住所 (法人の場合) 氏名		使用人数	人
施設名	オープンスペース      コワーキングスペース      セミナールーム オフィスルーム (1 2 3 4 5 6 7)		
使用日時	年 月 日      時 分から 年 月 日      時 分まで		
講座等を開催する場合記入 (開場・開始時間など)			
使用目的			
※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号	※領収番号 第 号	
<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		
※特記事項等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> インキュベーション <input type="checkbox"/> その他	※利用料金	施設	円
		附属設備 (別紙明細のとおり)	円
		合計額 (施設+附属設備)	円
	※当初支払額		円
	※精算支払額		円
受付確認者: _____			

注 ※印の欄は記入しないでください。

施設使用許可取消申請書  
 （生駒市テレワーク&インキュベーションセンター）

指定管理者 殿

申請者 住 所  
 氏名・法人名 ⑩  
 （法人の場合は代表者氏名）  
 電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の使用を取り消したいので  
 申請します。

許可番号	第 号		
主たる利用者 住所 （法人の場合）氏名	使用人数	人	
施設名	オープンスペース コワーキングスペース セミナールーム オフィスルーム（1 2 3 4 5 6 7）		
使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
取消理由			
※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号	※領収番号 第 号	
<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		
※特記事項等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> インキュベーション <input type="checkbox"/> その他	※利用料金	施設	円
		附属設備 （別紙明細のとおり）	円
		合計額 （施設+附属設備）	円
	※当初支払額		円
受付確認者：_____	※精算支払額		円

注 ※印の欄は記入しないでください。